

茨城県立医療大学ダイバーシティ推進委員会設置  
要項

(趣旨)

第1 この要項は、性別、性的指向・性自認、国籍、年齢、障害等の有無に関わらず、お互いの多様性を理解・尊重し、個々の能力を十分に発揮しながらともに成長できるよう、本学に所属する教職員及び学生への包括的な支援を実施するための機関の設置及び組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 学長は、「ダイバーシティ推進委員会」（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、次のとおりとする。

構成員	委員長	委員長の業務を統括する責任者として、教員の中から学長が指名した者 1名
	委員	学長が委員長と協議のうえ、教職員の中から指名した者

(関係者の出席)

第3 学長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(業務)

第4 委員会が行う業務は、次の事項とする。

- (1) ダイバーシティの正しい理解に向けた普及啓発・推進活動
- (2) ダイバーシティに係る方策の企画、立案及び実施
- (3) ダイバーシティ推進に係る学内及び学外の関係団体との情報交換  
(つくば女性研究者支援協議会含む)
- (4) 前各号に掲げるものの他ダイバーシティ推進に関すること

(事務)

第5 委員会の業務に必要な庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第6 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

- 1 この要項は、令和2年3月26日から施行する。
- 2 茨城県立医療大学女性研究者支援推進室設置要項（平成30年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。